

おしらせコーナー

児童手当を 受給されている方へ

児童手当を受給されている方は毎年一回、六月一日から六月三〇日までの間に「児童手当現況届」を市長に提出していただくことになっていきます。

この「児童手当現況届」とは、受給者の前年の所得の状況、養育の状況等、毎年六月一日の状況を確認して今年の六月から引き続き児童手当の支給を受けることができるかどうか、をみる大切な届けです。

必ず期日までに提出してください。

もし、この期間内に届け出をしない場合は、支給要件にあてはまっていなくても、六月以降の児童手当の支給を受けることができません。

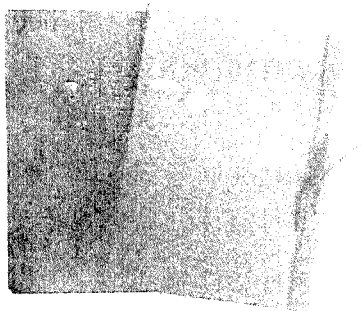
広報綴表紙を 必要とされる方に

必要とされる方に

五年前に広報を綴じて保存しておくようにと、綴表紙を各家庭に配布いたしました。その後、量も増えて、保存に難儀している方もあらうかと思えます。

このような方のために、市では綴表紙を用意してありますので、必要とされる方は、市役所企画課までお申し出ください。

☎ (三)一一一一 内二二〇



りますからご注意ください。
届け出の際持参するもの

一、印鑑

二、保険証

三、厚生年金に加入している人は厚生年金証書、または記号番号のわかる証明書

なお、児童手当受給中につきのような変更があった場合は十四日以内に手続きをしてください。

○住所が変わったとき

○公務員または公共企業体の職員になったとき

○氏名が変わったとき

○受給者が死亡し、そのときまでの分の児童手当がまだ支払われていないものがあるとき

○児童が生まれたことにより支給要件児童が増加したとき

○支給要件児童が十八歳になったとき

諸用紙は、市福祉事務所にあります。所要事項を記載し届け出を

お願いします。

お問い合わせは

☎ (三)一一一一 内線二七四八

老人医療費

受給者証の更新

七〇歳以上のおとしよりの方は老人医療費受給者証が交付されています。この受給者証の有効期間は六月三〇日までとなっております。七月一日より使用する新しい受給者証の交付については、七月一日までにご家庭に郵送にてお届けいたしますので、手続きの必要はありません。

なお、六十八歳、六十九歳の老人で老人医療費受給者証を交付されている方は六月二〇日から三〇日までの間に市福祉事務所へ検印してください。ただし扶養義務者が都留市以外在住の場合は手続が必要で、また、六十八歳以上で(所得制限あり)交付されていない方は手続きをしてください。手続には保険証と印鑑が必要です。

お問合せは市福祉事務所

☎ (三)一一一一 内線二七四八

母子家庭医療費

受給者証の更新

母子家庭の方には、母子家庭医療費受給者証が交付されています。この受給者証の有効期間は六月三〇日までとなっております。

七月一日から使用する新しい受給者証の更新手続きは六月中にしてください。

手続には保険証と印鑑が必要です。

お問い合わせは市福祉事務所

☎ (三)一一一一 内線二七四八

南都留地方

婦人会議の開催

婦人の地位向上のための特別活動として設けられた婦人週間にあたり、その趣旨を広く社会一般に知らせるとともに、婦人の自主的な活動を促すことを目的として開催されます。

テーマは、あらゆる分野への男女の共同参加、家庭で、職場で、地域社会で、

本年は、「国連婦人の十年」の後半期のスタートの年でもあるということから、男女の固定的な役割分担意識の変更を促すとともに家庭をはじめ職場、地域社会で果たす役割と責任は、男女が共に担っている認識を深め、あらゆる分野に男女相互の理解と協調に基づく参加を進めることをねらいとしております。一人でも多くの婦人の参加をお願いいたします。

日時 六月十六日(火)

一時三十分～三時三十分

会場 富士吉田市民会館

なお、当日「新しい女性の中年期をめざして」と題し、評論家の島田とみ子先生の講演も予定しております。

都留市の気象

	56年4月	55年4月	10年間の平均
最高気温	27.9℃	24.0℃	26.1℃
最低気温	0.6℃	0.9℃	-1.5℃
平均気温	12.2℃	11.4℃	11.8℃
降水日数	1mm以上11日	1mm以上10日	1mm以上10日
降水量	100.5mm	91.5mm	119.0mm
平均湿度	70%	70%	69%

都留市消防署調べ()はその日

郵便局から

誤配達郵便物について

郵便物は、正確に配達するよう充分注意していますが、もし誤ってよその郵便が配達になったときは、その旨を適当な紙に書いて、郵便物に貼り、なるべく早くお近くのポストへ投かんしていただくようお願いいたします。

この場合、単に「誤配達」と書かれただけでは、どこの家に誤配達されたのか分らず、再度同じ所に配達されてしまうおそれもありますので、お手数でもお宅の住所氏名をお書き添えくださるようお願いいたします。

毎月一日は「省エネルギーの日」です。